

○熊本市立野外教育施設条例施行規則〔青少年教育課〕

昭和53年7月25日

教委規則第10号

改正 平成5年3月26日教委規則第4号

平成6年3月29日教委規則第6号

平成7年4月1日教委規則第14号

平成9年3月28日教委規則第3号

(題名改称)

平成12年3月31日教委規則第13号

平成13年3月30日教委規則第13号

平成14年9月27日教委規則第12号

平成14年9月30日教委規則第13号

平成15年7月25日教委規則第10号

平成24年1月26日教委規則第8号

平成26年3月27日教委規則第3号

平成27年3月20日教委規則第6号

平成28年4月4日教委規則第5号

平成29年3月29日教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市立野外教育施設条例(昭和50年条例第13号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(平9教委規則3・一部改正)

(職員)

第2条 熊本市立野外教育施設(以下「野外教育施設」という。)に、所長その他必要な職員を置く。

(平9教委規則3・全改)

(専決)

第3条 熊本市立金峰山少年自然の家(以下「自然の家」という。)の所長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 所属職員の事務分担、服務及び旅行命令に関すること。
- (2) 定例による所管事業施行上の宣伝、広報に関すること。
- (3) 定例的な所管事務に係る経由進達、申請、報告、照会、回答、通知及び許可並びに取消しに関すること。
- (4) 自然の家の使用許可及びその取消しに関すること。

2 自然の家の事務長は、熊本市教育委員会事務局事務専決規程(平成28年教育長訓令第2号)第8条に規定する事項を専決することができる。

(平12教委規則13・全改、平13教委規則13・平14教委規則13・平24教委規則8・平26教委規則3・平27教委規則6・平28教委規則5・一部改正)

(使用許可申請書)

第4条 条例第6条の規定により使用許可を受けようとする者は、使用期日の14日前までに野外教育施設使用許可申請書(様式第1号)を教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の使用許可申請を受け、その使用を許可する場合は野外教育施設使用許可書(様式第2号)を交付する。

3 委員会は、第2項の使用許可に野外教育施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

4 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、入所の際使用許可書を職員に提示しなければならない。

(平7教委規則14・旧第3条繰下、平9教委規則3・平29教委規則7・一部改正)

(使用の中止)

第5条 使用者が使用開始前に使用を取り止めるときは、野外教育施設使用中止届(様式第3号)を委員会に提出しなければならない。

(平9教委規則3・全改)

(食事等)

第6条 使用者の食事及びシーツクリーニング等の費用は使用者の負担とする。

(平9教委規則3・追加)

(休所日)

第7条 野外教育施設の休所日は、12月28日から翌年1月3日までとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

(平15教委規則10・全改)

(禁止行為)

第8条 野外教育施設においては次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 野外教育施設の施設、設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) みだりに動植物を傷つけ、又は採取すること。
- (3) 所定の場所以外での喫煙及び火気を使用すること。
- (4) その他委員会が管理上必要と認めて禁止した事項

(平7教委規則14・旧第6条繰下、平9教委規則3・旧第7条繰下・一部改正)

(遵守事項)

第9条 使用者は、野外教育施設の使用にあたっては、職員の指示に従わなければならない。

2 使用者は、使用中の施設等に職員が立ち入ることを拒むことができない。

3 使用者は、施設等の使用を終わったときは直ちに原状に回復し、職員の点検を受けなければならない。

(平9教委規則3・追加、平14教委規則12・一部改正)

(委任)

第10条 この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

(平7教委規則14・旧第8条繰下、平9教委規則3・旧第9条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年3月26日教委規則第4号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月29日教委規則第6号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年4月1日教委規則第14号) 抄

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日教委規則第3号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日教委規則第13号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日教委規則第13号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月27日教委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年9月30日教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年7月25日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年1月26日教委規則第8号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日教委規則第3号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
附 則（平成27年3月20日教委規則第6号）抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
附 則（平成28年4月4日教委規則第5号）抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
附 則（平成29年3月29日教委規則第7号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市立野外教育施設
条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用
することができる。

様式第1号(第4条関係)

野外教育施設使用許可申請書

年 月 日

熊本市教育委員会 (宛)

団体所在地
団 体 名
代表者氏名

野外教育施設(金峰山少年自然の家)を使用したいので、計画書を添えて下記のとおり申請します。

記

使 用 目 的							
使用者	児童・生徒	男	人	女	人	計	人
	一般・引率者	男	人	女	人	計	人
	計	男	人	女	人		人
使 用 期 間		入 所	年 月 日 午 時 分				
		退 所	年 月 日 午 時 分				
責 任 者		住 所					
		氏 名		電 話			
備 考							

受 年 月 日	付 日	許 年 月 日	可 日	条 件

様式第2号(第4条関係)

野 外 教 育 施 設 使 用 許 可 書

許可 第 号
年 月 日

様

熊本市教育委員会 印

下記のとおり野外教育施設(金峰山少年自然の家)の使用を許可します。

記

使 用 目 的							
使用者	児童・生徒	男	人	女	人	計	人
	一般・引率者	男	人	女	人	計	人
	計	男	人	女	人		人
使 用 期 間		入 所	年 月 日 午 時 分				
		退 所	年 月 日 午 時 分				
責 任 者		住 所					
		氏 名		電話			
許 可 の 条 件							

- 1 この許可書は、入所の日在所長に提示のこと。
- 2 この許可に係る事項について変更あるときは、直ちに所長に申し出ること。

様式第3号(第5条関係)

野 外 教 育 施 設 使 用 中 止 届

年 月 日

熊本市教育委員会 (宛)

団 体 名
代表者氏名

年 月 日第 号をもって許可のあった野外教育施設(金峰山少年自然の家)の使用については、次の事由により中止したいのでお届けします。

中 止 理 由	
使 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
備 考	

様式第1号（第4条関係）

（平9教委規則3・全改、平14教委規則13・平29教委規則7・一部改正）

様式第2号（第4条関係）

（平9教委規則3・全改、平14教委規則13・平29教委規則7・一部改正）

様式第3号（第5条関係）

（平9教委規則3・全改、平14教委規則12・平14教委規則13・平29教委規則7・一部改正）